

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成22年11月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

J a p a n C R E S e c u r i t i z a t i o n S e r i e s I 合同会社
職務執行者 藤田 収二

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキ名取店
名取市杜せきのした五丁目20番地35

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

J a p a n C R E S e c u r i t i z a t i o n S e r i e s I 合同会社
職務執行者 藤田 収二
東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内

4 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) 関下複合商業施設

名取市増田字関下50街区1画地 外

(変更後) サンキ名取店

名取市杜せきのした五丁目20番地35

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ゼビオ株式会社 代表取締役社長 諸橋友良

福島県郡山市朝日三丁目7番35号

株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野 博文

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

株式会社西松屋 代表取締役社長 大村 禎史

兵庫県姫路市飾東町庄266-1

株式会社メガネセンター 代表取締役 福王 進

仙台市泉区中央一丁目23-5

(変更後) 株式会社三喜 代表取締役 八木下 眞司

千葉県柏市中央町2番8号

- 5 変更の年月日
平成22年11月1日
- 6 届出年月日
平成22年11月8日
- 7 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び名取市役所
- 8 縦覧期間
平成22年11月24日から平成23年3月24日まで（ただし，閉庁日を除く。）
- 9 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工経営支援課
- 10 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。